

平成29年度事業計画

I 事業活動方針

いわき市における中小企業勤労者及び事業主の生活安定と福利厚生の上昇を図り、併せて雇用の安定と企業の振興発展に寄与することを目的として、会員のニーズに沿った福利厚生・慶弔給付・融資斡旋事業等を継続・拡大し、事業の充実を図る。

また、いわき市労働福祉会館の指定管理者として、平成26年度から平成30年度までの5年間引き続き管理運営事業を行い、同会館を核とした総合的な勤労者福祉サービス事業の展開を図る。

II 事業内容

A 中小企業勤労者総合福祉推進事業

1 生活安定事業（定款第4条第1項第1号）

(1) 慶弔見舞金事業

会員の相互扶助と連帯を深めるため、災害や慶弔時等の慶弔見舞金事業を、一般財団法人福島県民共済会への加入（契約内容は、I 3型）と、センター独自の2本柱で行う。

① 一般財団法人福島県民共済会の給付事業

死亡弔慰金、障がい・傷病見舞金、住宅災害見舞金

② センター独自慶弔金給付事業

結婚・出生・入学・銀婚・還暦祝金・在会祝金・退会餞別金

③ 慶弔見舞金に係る情報の提供

(2) 融資斡旋及び情報提供事業

福島県勤労者支援資金（災害復旧資金・医療資金及び教育資金・冠婚葬祭資金貸付）に係る保証料の助成、制度の情報提供

(3) いわき市ファミリー・サポート・センター利用助成

子育ての援助をしてほしい会員の利用助成を行う。

① いわき市ファミリー・サポート・センターの依頼会員であること、助成金額については、年度内で2,000円を上限とする。

2 健康維持増進事業（定款第4条第1項第2号）

会員の健康及び活力の維持増進のため、人間ドック等の助成・健康増進に係る施設利用等の助成及び斡旋を行う。

(1) 健康管理事業

人間ドック・脳ドック・ガン検診受診料・遺伝子検診助成・インフルエンザ予防接種費用助成（利用については会員に限る）

① 人間ドック受診料助成

利用回数 年度内1回

助成金額 自己限度額（上限額 5,000円）

② 脳ドック受診料助成：指定医療機関（石井脳神経外科・眼科病院＝会員特別契約内容・特別料金）

利用回数 年度内1回

会員特別料金 22,000円（通常料金37,800円）

- ③ ガン（胃ガン、肺ガン、大腸ガン、前立腺ガン、子宮ガン、乳ガンのいずれか3件以内）検診受診料助成

助成金額1,000円（自己負担額1,000円以上）

- ④ 遺伝子検診助成（株式会社サインポスト）

利用回数 1回

会員特別料金39,000円（通常料金46,000円）

- ⑤ インフルエンザ予防接種費用助成

利用回数 年度内1回（10月～2月接種）

助成金額 1,000円（自己負担額1,000円以上、65歳以上の市等の補助該当の方は除く）

※通常の「診察」（患者負担割30%等）は、対象外。

①、②についてはいずれか1件とし、年度で重複しての利用はできない。

(2) 健康増進事業

- ① いわき市内健康施設入場券斡旋販売及び利用料の助成
- ② 健康に関する講習会・セミナーの開催
- ③ 薬品(家庭用常備薬等)の斡旋販売
- ④ 健康に係る情報の提供
- ⑤ 市内フィットネスジム施設入会等助成事業
- ⑥ いわきサンシャインマラソン参加助成事業

3 老後生活安定事業（定款第4条第1項第3号）

- ① 会員の生涯生活設計の援助事業の実施
- ② 中小企業退職金共済制度の普及促進事業
- ③ 小規模事業共済制度の普及促進事業

4 余暇活動事業（定款第4条第1項第4号）

(1) 主催事業

会員の親睦を深めると共に、会員の余暇活動を支援するため、費用の一部を負担した低料金の事業を実施する。

(2) 利用補助・斡旋事業

- ① 宿泊施設等助成事業
指定宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。
- ② 旅行会社ツアー参加助成
旅行業者のツアーに個人的に参加した場合に、参加費の一部を助成する。
- ③ 推奨ツアー助成事業
旅行業者と提携し、各種ツアーの全部又は一部を割引で提供を受け、助成する。
- ④ ゴルフ・ボウリングチケット、スキーリフト券、お食事チケット、いちご狩りチケット等を発行・助成する。
- ⑤ 事業所親睦行事助成事業
事業所で行う親睦行事に対して参加人数に対して助成をする。

(3) チケット助成・斡旋事業

- ① レジャー施設・コンサート等のチケットを、助成又は割引斡旋する。

- ② 高速バス回数券・映画鑑賞券・図書カード等を助成して販売する。
 - ③ 福島県勤労者互助会連絡協議会で斡旋する各種チケット等の斡旋。
- (4) 余暇活動に係る利用契約施設等拡大促進事業
- ① 新規割引指定店提携促進による割引利用の拡大
 - ② 割引指定店利用ポイント制度等による割引指定店の利用促進
 - ③ 利用契約施設等拡大促進に係る情報の提供

5 自己啓発事業（定款第4条第1項第5号）

- (1) 主催事業
- 教養・技術のスキルアップや趣味の領域を広める一助となるために費用の一部を負担した低料金の事業を実施する。
- また、一般財団法人福島県民共済会との事業の共催実施を通して、実施費用の節減と、会員以外への制度のPRを同時に図っていく。
- (2) 利用補助事業
- ① 技能検定受検料助成
福島県職業能力開発協会で開催する検定試験受検料の一部を助成する。
 - ② 通信講座等の受講料助成
NHK文化センター講座、NHK通信講座受講料の一部を助成する。
 - ③ 美術館入場料助成
いわき市立美術館、五浦天心美術館、郡山市立美術館等（開催内容によりセンターが指定）の入場料の一部を助成する。
 - ④ いわきコンピュータ・カレッジ（職業訓練法人いわき情報処理開発財団）のパソコン講座の受講料の助成 受講料の一部を助成する。
 - ⑤ いわき市労働福祉会館の利用助成
会員事業所の主催（参加者が50%以上会員でありかつ、事業所単位で4名以上の会員登録である）で会館を利用した場合料金の一部を助成し年4回を限度とする。
 - ⑥ 国家資格取得助成事業 受検料の一部を助成する。

6 財産形成に係る事業（定款第4条第1項第6号）

勤労者財産形成（年金・財形制度等）に係る講演・講座等の開催及び情報の提供

7 情報提供事業（定款第4条第1項第8号）

- (1) ガイドブック（年1回）・会報（年6回）の発行
- センター事業の案内や利用方法、割引指定店の情報、更にはいわき市の健診等勤労者に係る様々な情報を掲載し会員へ提供する。
- (2) ホームページによる情報の受発信
- ① 開設目的
センター制度の普及促進と会員へのサービス向上、更には業務運営の透明化及び適正化に資するための情報公開の手段として情報を掲載する。
スマートフォン・タブレット等の普及に対応可能なサイトにリニューアルを図る。
※ いわき市ホームページリンク集「いわき市関連」へリンク掲載
 - ② 主な掲載項目
 - ・ センターの概要（加入案内・事業内容・届出書類・リンク集等）
 - ・ 電子会報（会報のPDF版）
 - ・ 割引指定店の紹介
 - ・ 実施済事業の内容報告
 - ・ 財務諸表等
 - ・ 会員からの事業申込み、チケット等注文受付及び問合せ受付
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によりタイムリーな情報

発信、事業の報告

- (3) 会報等への会員事業所等の有料折込広告等による各種情報の提供
- (4) 会報及び折込チラシにより、いわき市等関係団体からの情報を会員へ提供

8 会員加入促進事業（定款第4条第1項8号）

会員加入促進のために広報活動を行い、また、推進員による加入促進活動を行う。

9 全福センター推進事業等による事業の拡大及び充実（定款第4条第1項8号）

全福センターが推進事業として展開する事業を実施する。

- ・ 全福センターで斡旋する各種チケット等の斡旋
- ・ 共同購入事業「全福市場」等の広報他

B いわき市労働福祉会館管理運営事業

1 いわき市労働福祉会館管理運営事業（定款第4条第1項第7号）

いわき市労働福祉会館管理運営事業については、指定管理者として、いわき市労働福祉会館条例（昭和55年いわき市条例第29号。以下「条例」という。）、いわき市労働福祉会館の管理に関する基本協定書及び事業計画書に基づき、充実したサービスができるように次の事項に留意し、勤労市民が快適に利用できる施設として管理運営にあたる。

- (1) 利用者には常に明るく、親切、丁寧に接し、利用の向上に努める。
 - ① 各会議室等の貸館業務
申請の受付（月曜日の休館日も申請受付を実施）、利用の許可（取消・変更）、使用料の徴収、使用料の納付等を行う。
また、いわき市勤労者福祉サービスセンターのホームページにおいて労働福祉会館のページで会館の案内、さらには、サービスセンターの推進員による事業所訪問の際にも貸館のパンフレットを携帯し貸館の利用拡大を図る。
*大会議室1・2、中会議室1・2、会議室1・2、和室1・2、大ホール
- (2) 館内外の環境整備と施設の保守管理に努力し、経費の削減を図る。
 - ① 施設の各種契約の締結
施設の維持管理業務として、各種契約の締結に係る業務を行う。
〈契約内容〉
清掃、空調保守点検、エレベータ保守点検、夜間警備、自家用電気保守点検等
 - ② 委託料及び光熱水費等の支出
各種契約の締結に伴う委託料、また、光熱水費等の支出業務を行う。
〈支出経費〉
各種委託料、電気料、ガス代、水道料、下水道料 等
 - ③ 会館入居者で自衛消防隊を組織し、年1回消火・避難訓練を実施することにより、利用者の安全を確保する。
- (3) 勤労者の福祉と労働条件の維持改善を図るため、「いわき市労働問題相談所」を常時開設するとともに、弁護士による法律相談を実施する。
〈労働問題等相談事業〉
 - ① 労働問題相談所
・センター職員による勤労者の福祉、労働条件の維持改善等を図るための労働問題相談
 - ② 無料法律相談
・一般財団法人福島県民共済会主催の弁護士による無料法律相談を年2回開催（予約制による）
 - ③ 労働関係セミナー開催
・労働者又は事業主等に対して各種労働関係啓発セミナー等を開催する。
- (4) 職員研修等の強化を図り、いわき市労働福祉会館の利用者サービスの向上に努める。